

改 正 後	現 行
<u>が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認することが必要である。そのため、必ず</u>利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない<u>ものである。なお、</u>この場合において、利用者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。このため、相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。 ⑩ サービス等利用計画案の作成（第2項<u>第8号</u>） 相談支援専門員は、サービス等利用計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、サービス等利用計画案を作成しなければならない。したがって、サービス等利用計画案は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする必要がある。 なお、当該サービス等利用計画案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に盛り込む必要がある。特に、モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者の心身の状況<u>や相談支援事業者が必要な利用者との関わりの内容・頻度</u>等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案<u>しなければならない。また、障害者の目</u>	利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。<u>この場合において、利用者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。このため、相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。</u> ⑨ サービス等利用計画案の作成（第2項<u>第7号</u>） 相談支援専門員は、サービス等利用計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、サービス等利用計画案を作成しなければならない。したがって、サービス等利用計画案は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする必要がある。 なお、当該サービス等利用計画案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に盛り込む必要がある。特に、モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者の心身の状況等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案<u>するものとする</u>。その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施によりサービス等利用計画及び各

改 正 後	現 行
<u>常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の16に規定するモニタリングの実施標準期間（以下「実施標準期間」という。）は相談支援事業者としての必要な関わりの標準的な頻度について示したものであるが、利用者の心身の状況や生活環境等により丁寧な関わりが必要と判断すべき状況にある利用者については、実施標準期間より高い頻度のモニタリング期間を提案すること。</u>その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施によりサービス等利用計画及び各指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援の評価を行い得るようにすることが重要である。 ⑪ 短期入所のサービス等利用計画案への位置付け（第2項<u>第9号</u>） 短期入所は、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであり、指定計画相談支援を行う相談支援専門員は、短期入所を位置付けるサービス等利用計画案の作成に当たって、利用者にとって短期入所が在宅生活の維持につながるよう十分に留意しなければならないことを明確化したものである。この場合において、短期入所の利用日数に係る「日数が年間180日を越えない」という目安については、サービス等利用計画案の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、年間180日以内であるかについて機械的な適用を求めるものではない。 従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を越えて短期入所の利用が特に必要と認められる場	指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援の評価を行い得るようにすることが重要である。 ⑩ 短期入所のサービス等利用計画案への位置付け（第2項<u>第8号</u>） 短期入所は、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであり、指定計画相談支援を行う相談支援専門員は、短期入所を位置付けるサービス等利用計画案の作成に当たって、利用者にとって短期入所が在宅生活の維持につながるよう十分に留意しなければならないことを明確化したものである。この場合において、短期入所の利用日数に係る「日数が年間180日を越えない」という目安については、サービス等利用計画案の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、年間180日以内であるかについて機械的な適用を求めるものではない。 従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を越えて短期入所の利用が特に必要と認められる場

改 正 後	現 行
合においては、これを上回る日数の短期入所をサービス等利用計画案に位置付けることも可能である。 ⑫ 日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者に対する指定計画相談支援について 指定共同生活援助のうち日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者に対する指定計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、モニタリング実施標準期間を他の種類の指定共同生活援助よりも短く3月間としているので留意すること。 また、適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者と指定計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましいので、他の指定特定相談支援事業者と連携して指定計画相談支援を提供するよう、併せて留意すること。 ⑬ サービス等利用計画案の説明及び同意（第2項第10号） サービス等利用計画案に位置付ける福祉サービスの選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画案は利用者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、当該計画案の作成に当たって、これに位置付けるサービス及びその内容についても利用者の希望を尊重するとともに、作成されたサービス等利用計画案についても、最終的には、その内容について説明を行った上で文書によって利用者の同意を得ることを義務づけることにより、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するものである。<u>また、相談支援員がサービス等利用計画案の原案の作成までの業務を担う場合に</u>	合においては、これを上回る日数の短期入所をサービス等利用計画案に位置付けることも可能である。 ⑪ 日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者に対する指定計画相談支援について 指定共同生活援助のうち日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者に対する指定計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要があることから、モニタリング実施標準期間を他の種類の指定共同生活援助よりも短く3月間としているので留意すること。 また、適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者と指定計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましいので、他の指定特定相談支援事業者と連携して指定計画相談支援を提供するよう、併せて留意すること。 ⑫ サービス等利用計画案の説明及び同意（第2項第9号） サービス等利用計画案に位置付ける福祉サービスの選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画案は利用者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、当該計画案の作成に当たって、これに位置付けるサービスについて、また、サービスの内容についても利用者の希望を尊重するとともに、作成されたサービス等利用計画案についても、最終的には、その内容について説明を行った上で文書によって利用者の同意を得ることを義務づけることにより、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するものである。

改 正 後	現 行
<u>は、提供する相談支援の連続性や利用者との関係性の醸成の観点から、担当する相談支援専門員又は主任相談支援専門員の指導の下、当該相談支援員が利用者への説明に同席することが望ましい。</u> なお、利用者への説明に当たっては、当該計画案に位置付けたサービスが、利用者負担が生じる介護給付等の対象となるか区分した上で行う必要がある。 ⑭ サービス等利用計画案の交付（第2項<u>第11号</u>） 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、遅滞なく利用者等に交付しなければならない。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、サービス等利用計画案は、5年間保存しなければならない。 ⑮ サービス担当者会議の開催等による<u>利用者の意向等の再確認及び専門的意見の聴取</u>（第2項<u>第12号</u>） <u>ア 趣旨</u> 相談支援専門員は、<u>利用者の意向を踏まえた</u>効果的かつ実現可能な質の高いサービス等利用計画を作成するため、支給決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、<u>利用者及び</u>支給決定の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）からなるサービス担当者会議の開催等により、<u>利用者の望む生活やサービスへの希望等を改めて参加者全員で共有した上で</u>当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求	なお、利用者への説明に当たっては、当該計画案に位置付けたサービスが、利用者負担が生じる介護給付等の対象となるか区分した上で行う必要がある。 ⑬ サービス等利用計画案の交付（第2項<u>第10号</u>） 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、遅滞なく利用者等に交付しなければならない。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、サービス等利用計画案は、5年間保存しなければならない。 ⑭ サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取（第2項<u>第11号</u>） 相談支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高いサービス等利用計画を作成するため、支給決定<u>又は地域相談支援給付決定</u>が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、支給決定<u>又は地域相談支援給付決定</u>の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要である。<u>なお、相談支援専門員は、複数職種間で直接に意見調</u>

改 正 後	現 行
び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号。<u>以下「指定地域相談支援基準」という。</u>）第8条において、指定障害福祉サービス事業者、<u>指定障害者支援施設等</u>及び指定一般相談支援事業者は、市町村又は一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力しなければならない旨の規定を置いている。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、会議等の記録は、5年間保存しなければならない。 ⑯ サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の説明及び同意（第2項<u>第13号</u>） 相談支援専門員は、<u>第10号</u>と同様に<u>第12号</u>のサービス担当者会議を踏まえた<u>サービス等利用</u>計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明を行った上で、文書によって利用者<u>等</u>の同意を得なければならない。 ⑰ サービス等利用計画の交付（第2項<u>第14号</u>） 相談支援専門員は、<u>第12号</u>のサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案について、<u>第13号</u>の利用者等の同意を得た後、サービス等利用計画を作成した際には、遅滞なく利用者等及び担当者に交付しなければならない。 また、相談支援専門員は、担当者に対してサービス等利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供	に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第27号）第8条において、指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者は、市町村又は一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力しなければならない旨の規定を置いている。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、会議等の記録は、5年間保存しなければならない。 ⑮ サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の説明及び同意（第2項<u>第12号</u>） 相談支援専門員は、<u>第9号</u>と同様に<u>第11号</u>のサービス担当者会議を踏まえた計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明を行った上で、文書によって利用者の同意を得なければならない。 ⑯ サービス等利用計画の交付（第2項<u>第13号</u>） 相談支援専門員は、<u>第11号</u>のサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案について、<u>第12号</u>の利用者等の同意を得た後、サービス等利用計画を作成した際には、遅滞なく利用者等及び担当者に交付しなければならない。 また、相談支援専門員は、担当者に対してサービス等利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供

改 正 後	現 行
する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。 <u>なお、指定障害福祉サービス基準第26条第2項、第58条第8項、指定障害者支援施設基準第23条第8項及び指定地域相談支援基準第20条第8項において、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定一般相談支援事業者は、指定特定相談支援事業者に対し個別支援計画を交付しなければならないこととしており、福祉サービス等の提供事業所と相互に計画書及びモニタリング結果を交換すること並びに相互の会議に出席する等により連携を一層促進することが重要である。</u> なお、基準第30条第2項の規定に基づき、サービス等利用計画は、5年間保存しなければならない。 ⑱ サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等（第3項第1号） 指定計画相談支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続けることが重要である。このために相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、<u>各担当者</u>等との連絡を継続的に行うことにより、サービス等利用計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画<u>及びモニタリング期間</u>の変更、<u>各担当者</u>等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利	する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、サービス等利用計画は、5年間保存しなければならない。 ⑰ サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等（第3項第1号） 指定計画相談支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続けることが重要である。このために相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、<u>福祉サービスの事業を行う者</u>等との連絡を継続的に行うことにより、サービス等利用計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、<u>福祉サービス事業を行う者</u>等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められ

改 正 後	現 行
利用者等に対し、支給決定に係る申請の勧奨を行うものとする。 なお、利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する<u>各担当者</u>等により把握されることも多いことから、相談支援専門員は、当該<u>各担当者</u>等と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われるよう体制の整備に努めなければならない。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、<u>各担当者</u>等との連絡調整に関する記録は、5年間保存しなければならない。 ⑭ モニタリングの実施（第3項第2号） 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、<u>各担当者</u>等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに、利用者の居宅、<u>障害者支援施設等又は精神科病院</u>で面接を行い、その結果を記録することが必要である。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければならない。 ⑮ サービス等利用計画<u>及びモニタリング期間</u>の変更（第3項第3号） 相談支援専門員は、サービス等利用計画を変更する際には、原	る場合には、利用者等に対し、支給決定<u>又は地域相談支援給付決定</u>に係る申請の勧奨を行うものとする。 なお、利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する<u>福祉サービス事業を行う者</u>等により把握されることも多いことから、相談支援専門員は、当該<u>福祉サービスの事業を行う者</u>等のサービス担当者と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われるよう体制の整備に努めなければならない。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、<u>福祉サービス等の事業を行う者</u>等との連絡調整に関する記録は、5年間保存しなければならない。 ⑭ モニタリングの実施（第3項第2号） 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、<u>福祉サービスの事業を行う者</u>等との連絡を継続的に行うこととし、<u>市町村が支給決定又は地域相談支援給付決定の際に、利用者に対して通知する</u>モニタリング期間ごとに、利用者の居宅、<u>精神科病院又は障害者支援施設等</u>で面接を行い、その結果を記録することが必要である。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければならない。 ⑮ サービス等利用計画の変更（第3項第3号） 相談支援専門員は、サービス等利用計画を変更する際には、原

改正後	現 行
則として、基準第15条第2項第1号から<u>第8号</u>及び<u>第12号</u>から<u>第14号</u>までに規定されたサービス等利用計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。 なお、利用者等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には、この必要はないものとする。 ただし、この場合においても、相談支援専門員が利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第3項第1号（サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等）に規定したとおりであるので念のため申し添える。 <u>また、モニタリング期間が適切か否かについてもモニタリング毎に検討する必要があると判断した場合には、サービス等利用計画を変更する必要性の如何を問わず、モニタリング期間の変更について、利用者及び市町村と協議し、必要な手続をとるものとする。</u> ㉑ 指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供（第3項第4号） 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されているにもかかわらず、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。 <u>ただし、その場合においても、利用者の心身の状況や生活環境の調整等により住み慣れた地域で再び暮らすことができるよう、</u>	則として、基準第15条第2項第1号から<u>第7号</u>及び<u>第11号</u>から<u>第13号</u>までに規定されたサービス等利用計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。 なお、利用者等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には、この必要はないものとする。 ただし、この場合においても、相談支援専門員が利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第3項第1号（サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等）に規定したとおりであるので念のため申し添える。 ㉒ 指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供（第3項第4号） 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されているにもかかわらず、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

改 正 後	現 行
<u>指定障害者支援施設等の地域移行等意向確認担当者等と利用開始当初からの地域移行に向けた調整に努めるものとする。</u> ②② 指定障害者支援施設等との連携（第3項第5号） 相談支援専門員は、指定障害者障害施設等又は精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障害福祉施設等と連携を図るとともに、あらかじめ必要な情報の提供や助言等の援助を行うものとする。 <u>(12) テレビ電話装置等を活用した面接（基準第15条の2）</u> ① 趣旨 <u>利用者に対するアセスメント及びモニタリングについては、利用者の居宅等に訪問して面接することとされているが、離島等の僻地に居住し、かつ、訪問に時間を要する利用者については、一定の要件を満たす場合に限り、テレビ電話装置等を活用した面接を可能とすることで、相談支援事業所の選択肢の拡大や適切な面接の機会の確保を図るものである。</u> ② 対象者 <u>以下の要件をいずれも満たす者であること。</u> ア <u>利用者が特別地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。なお、一定の距離については、事業所から居宅等への訪問に片道概ね1時間以上を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであるこ</u>	②① 指定障害者支援施設等との連携（第3項第5号） 相談支援専門員は、指定障害者障害施設等又は精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障害福祉施設等と連携を図るとともに、あらかじめ必要な情報の提供や助言等の援助を行うものとする。 <u>(新設)</u>

改 正 後	現 行
<u>と。</u> <u>イ テレビ電話装置等を活用したアセスメント又はモニタリングを行おうとするその前月又は前々月に、実際に当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行っていること。</u> ③ 留意点 <u>アセスメント及びモニタリングに係る面接については、訪問によることが原則であるため、利用者等に対して、面接方法に係る意向を確認した上で、利用者等が訪問による面接を希望する場合は、極力訪問により面接するよう努めること。</u> (13) 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付（基準第16条） (14) 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知（基準第17条）	(12) 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付（基準第16条） 指定特定相談支援事業者は、利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等からの申出があった場合には、変更後の指定特定相談支援事業者が滞りなく指定計画相談支援の業務を行うことができるよう、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならないこととしたものである。 (13) 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知（基準第17条） 法第8条第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収できるものであり、指定特定相談支援事業者は、その計画相談支援対象障害

改 正 後	現 行
(15) 管理者の責務（基準第18条） 指定特定相談支援事業所の管理者<u>の責務を、法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該指定特定相談支援事業所の従業者に</u>基準第2章第3節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を行う<u>こととした</u>ものである。 (16) 運営規程（基準第19条） 指定計画相談支援の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定計画相談支援の提供を確保するため、基準第19条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定特定相談支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ① 従業者の職種、員数及び職務の内容（第2号） 従業者については、相談支援専門員、<u>相談支援員</u>、その他の従業者に区分し、員数及び職務の内容を記載することとする。なお、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第3条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（基準第5条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）	者等が偽りその他不正な手段によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。 (14) 管理者の責務（基準第18条） 指定特定相談支援事業所の管理者<u>は、従業者及び業務の一元的管理並びに従業者に</u>基準第2章第3節（運営に関する基準）を遵守させるための指揮命令を行う<u>ことを規定した</u>ものである。 (15) 運営規程（基準第19条） 指定計画相談支援の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定計画相談支援の提供を確保するため、基準第19条第1号から第8号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定特定相談支援事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。 ① 従業者の職種、員数及び職務の内容（第2号） 従業者については、相談支援専門員<u>と</u>その他の従業者に区分し、員数及び職務の内容を記載することとする。なお、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第3条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（基準第5条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）

改正後	現 行
⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項（第7号） 「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法	② 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額（第4号） 指定計画相談支援の提供方法及び内容については、サービスの内容及び計画相談支援対象障害者等から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載するものとする。 計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額については、計画相談支援給付費（法定代理受領を行わない場合に限る。）のほかに、基準第12条第2項に規定する額を指すものである。 ③ 通常の事業の実施地域（第5号） 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること。 ④ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類（第6号） 指定特定相談支援事業者は、障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能であること。 ⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項（第7号） 「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法

改 正 後	現 行
律第79号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定特定相談支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。 具体的には、<u>以下に掲げる事項等を指すものであること。</u> ア 虐待の防止に関する<u>担当者</u>の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） オ 基準第28条の2第1項の虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること ⑥ その他運営に関する重要事項（第8号） <u>指定計画相談支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等（法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられている場合は、その旨を明記すること。</u> (17) 勤務体制の確保等（基準第20条）	律第79号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定特定相談支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。 具体的には、 ア 虐待の防止に関する<u>責任者</u>の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など） オ 基準第28条の2第1項の虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること ⑥ その他運営に関する重要事項（第8号） <u>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の2の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</u> (16) 勤務体制の確保等（基準第20条）

改 正 後	現 行
④ 同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、指定特定相談支援事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定特定相談支援事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定	利用者等に対する適切な指定計画相談支援の提供を確保するため、従業員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。 ① 基準第20条第1項は、指定特定相談支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。 ② 同条第2項は、当該指定特定相談支援事業所の従業員によって指定計画相談支援を提供すべきことを規定したものであるが、指定特定相談支援事業所の従業員とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業員を指すものであること。 ③ 同条第3項は、当該指定特定相談支援事業所の従業員の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。 ④ 同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、指定特定相談支援事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定特定相談支援事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定

改 正 後	現 行
特定相談支援事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 ア 指定特定相談支援事業者が講ずべき措置の具体的内容 指定特定相談支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上<u>講</u>ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 a 指定特定相談支援事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。	特定相談支援事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 ア 指定特定相談支援事業者が講ずべき措置の具体的内容 指定特定相談支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上<u>構</u>ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 a 指定特定相談支援事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業員に周知すること。 <u>なお、パワーハラスメント防止のための指定特定相談支援事</u>

改 正 後	現 行
イ 指定特定相談支援事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 (18) 業務継続計画の作成等（基準第20条の2） ① 基準第20条の2は、指定特定相談支援事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定計画相談支援の提供を受けられるよう、指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための	<u>業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</u> イ 指定特定相談支援事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 (17) 業務継続計画の作成等（基準第20条の2） ① 基準第20条の2は、指定特定相談支援事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定計画相談支援の提供を受けられるよう、指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための

改 正 後	現 行
計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第20条の2に基づき指定特定相談支援事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。	計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第20条の2に基づき指定特定相談支援事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。 <u>なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号。以下「令和3年改正省令」という。）附則第3条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。</u> ② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的

改 正 後	現 行
	に策定することを妨げるものではない。 ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 ③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ④ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定特定相談支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発

改 正 後	現 行
(19) 設備及び備品等（基準第21条） ① 事務室 指定特定相談支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定計画相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。<u>もっとも、事務室が区分されていない場合は特に、利用者等の個人情報の管理に細心の注意を図るとともに、利用者等に関する情報が漏れることのないよう厳重に対応すること。</u> ② 受付等のスペースの確保 事務室又は指定計画相談支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者等が直接出入りできる<u>とともに、相談内容が周囲に聞</u>	生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 (18) 設備及び備品等（基準第21条） ① 事務室 指定特定相談支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定計画相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。 ② 受付等のスペースの確保 事務室又は指定計画相談支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者等が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。